



## 金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

監督局保険課長殿

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則2.(3)の規定に基づき、下記のとおり照会します。なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

### 記

#### 1. 法令の名称及び条項

保険業法 第二条

#### 2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

非保険業者Aは、月々会費を納入している加入会員のうち、要介護状態となった会員に対して、公的介護保険では対応できないサービスをカバーし、より安心して生活できるよう対象会員の家庭に訪問し、身体介護や生活支援を介護支援サービスとして行う。なお、金銭の支給は行わない。

提供する介護支援サービスの具体的な内容

- ・ 公的介護保険の対象にならない場合の生活支援、窓ふき、庭掃除、同居家族がいる場合の共有部分のそうじ、嗜好品の買い物
- ・ 公的介護保険の点数がオーバーした場合の入浴介助、生活支援（掃除・買い物・家事全般）

このサービスは、保険業法第二条に定義される保険業に当たるか。

#### 3. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会者の見解及び根拠

加入会員に対する介護サービスの提供に関しては金銭の支払いが行われていないため、「人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うこと」には該当しない。よって保険業法第二条に定義される保険業に当たらない。

#### 4. 公表の延期の希望

- (1) 理由 団体向けに、提携を視野に入れた新規事業展開の提案を行っているため
- (2) 公表可能時期 平成27年4月1日以降